予算決算委員会民生福祉分科会会議記録（令和７年度一般会計決算審査）

１．日　時	令和８年１０月５日（月）　　９時２８分開議 令和８年１０月５日（月）　　１５時４０分散会
２．場　所	議員協議会室
３．出席議員	稲山悟座長、桐村裕一副座長、堀毛宏章委員、降矢杏奈委員、岡圭子委員
４．欠席議員	なし

５．会議に付した事件
認定第１号　令和７年度丹波篠山市一般会計歳入歳出決算認定について

６.議事の経過
稲山座長　挨拶

稲山座長　開議宣告
　９：２８　開議

日程第１　認定第１号　令和７年度丹波篠山市一般会計歳入歳出決算認定について

【消防本部】
　消防本部　　挨拶
　消防本部より説明

【主な質疑応答】
堀毛委員　　379 ページの常備消防費に関して、令和 7 年度の 7 月に＃7119 が導入されました。既に 1 年以上が経過したんですが、本日は令和 7 年度の決算ですので、7 年度にかかる導入効果について、どのように掌握されていますでしょうか。

消防本部　　昨年の 7 月 11 日から兵庫県下全域におきまして、＃7119 が運用されまして、その効果につきましては、先週の神戸新聞の方に 1 年間の県の統計が出ています。その中でまず県内 24 消防本部の 7 割の消防本部が相談件数について効果があったと実感ということで出ております。具体的なことにつきまして、今年 8 月 26 日の神戸新聞に掲載されている加古川の 73 歳の方の投稿を少し紹介させていただきたいと思います。「午前 1 時ごろ、胸の痛みで目が覚めた。数日前から風邪の影響かと思ったが、痛くて眠れそうもないのでスマートフォンの AI 人工知能に尋ねてみた。救急車を呼ぶべきと出たが、2 度目は様子を見ましょうと変わった。どっちと思ったが、画面の隅に AI を過信せず、迷うなら＃7119 へとあり、電話をかけた。出て

	きた女性は私の状態を聞くと、今すぐ救急車を呼んだ方がいい。こちらで呼びましょうかと言ってくれた。連絡をお願いして、市民病院へ緊急搬送された。朝方にカテーテル手術を受け、一命を取り留めた。皆様に心から感謝するとともに、もしあのとき、この仕組みがなければ手術が遅れ、私の命がなかったかもしれないと思う」という投稿をされています。また、今年の 7 月の岡野地区の防災訓練におきまして、＃7119 に関する広報のため説明をさせていただきました。そのときの市民の方からの事例を２つ紹介させていただきます。１例目は、70 代の女性の方ですが、ご主人の気分が悪いということで、どうしたらいいかと悩んで、ご主人に救急車を呼ぼうかと聞きましたら救急車を拒まれたらしいです。この＃7119 がありましたので、＃7119 にかけましたら、すぐに救急車を呼んだ方がいいということで救急車を呼びました。そして、主人は無事治療を受けましたということで、お礼の言葉をいただきました。また、２例目につきましては、50 代の女性ですが、料理中に手を切ってしまったということで、それもどうしたらいいかということで電話をしましたら、応急手当を教えていただきまして、後日病院に行けばいいというアドバイスをいただいたということで、この＃7119 については電話をしてすごく良かったということと、また今後も利用をしていきたいというお声を聞きましたので、＃7119 が昨年 7 月から始まりまして、本市におきましても、周知や広報をしてきましたが、その効果が出ていると実感しております。
堀毛委員	今の報告を聞いておりますと、効果があったということで事例が出てきたわけですが、消防本部の立場として、このことによって、救急の 119 番通報が減って、不要な救急活動がなくなれば、それはそれで一つの効果があったと思っていたんですが、お聞きしたお話では、応急処置が必要ありませんということ、あるいはその処置が必要ですという的確な判断が、結局は人命を救うことになるという大きな効果があったということも見逃せないと思います。そうすると、今後の対応ですけれどもね。これが丹波篠山市民に広く行き渡っている状況について、まだ広報の余地があるのであれば、今後、2 回目の住民学習の場であるとか、いろんな機会を通じて＃7119 の利用の呼びかけを拡大する必要があると思いますが、その辺の今後の対応はいかがでしょうか。
消防本部	先ほど委員が言われるように、＃7119 の広報につきましては、定期的に継続的に実施する必要があると考えております。まず定期的につきましては、市の広報誌などを使ったり、また毎月実施してい

	ます市民救命講習会においては、その説明と冷蔵庫に貼ります＃7119 のマグネットも配布させていただいたり、また救急講習につきましては、説明とパンフレットの配布などを定期的にやっていきたいと思っております。また、今年度更新します救急車のバックドアのリアガラスに＃7119 の広報ステッカーを貼る予定ですので、その導入がありましたら、救急車が走ると同時に、バックドアの広報によって＃7119 を周知、認知していただけるものだと考えておりまして、これからも広報は続けていきたいと思っております。
降矢委員	高規格救急車の購入について、更新によって搬送時の安全性と措置能力が向上し、救急医療体制の強化が図れたということですけれども、先日 8 月末に身内が倒れまして、救急隊の方の懸命な判断によって、熱中症かなということだったんですが、心筋梗塞ということで、北播磨総合医療センターに運ばれ、一命が取り止められたということがありました。また先日、シルバーウィークには知り合いのお子様が交通事故に遭い、ドクターヘリで搬送されて、命が助かったという話も伺っております。本市で高規格救急車の購入によって、病院の搬送にかかる時間の平均時間であったり、あとドクターヘリについて、どれほどの件数が実際にあるのか、お伺いしたいと思います。
消防本部	まず、高規格救急車が導入された効果の部分のご質問で、患者搬送状況の数字ですが、現場到着時間で一番多いのが 10 分から 20 分未満が 1179 件で、出動件数 2429 件のうちの約半分近くが約 10 分から 20 分以内に到着しております。そして、病院までの収容所要時間につきましては、2272 人を搬送しておりますが、その中で一番多いのは 30 分から 60 分未満で、病院に搬送をされている状況です。そして、ドクターヘリの出動状況につきましては、令和 7 年の要請につきましては 48 件、ドクターカーについては 7 件、その内ドクターヘリの搬送が 25 件、ドクターカーの搬送は 4 件となっております。そして、ドクターヘリの要請につきましては、通報時でも要請をかけられるように兵庫県のシステムはなっております。通常、全国のドクターヘリにつきましては、救急隊が到着後に、その症状に応じてドクターヘリを要請するという形ですが、兵庫県の場合については通報の段階で、胸が痛い、心筋梗塞など、それから交通事故の場合の重症度が高い場合につきましては、通報時にドクターヘリを要請しまして、処置をお願いすることになりますので、処置が早いということで、救急につきましては、市民に対して大きな貢献をしていると実感しております。

降矢委員	状況も把握させていただきました。ありがとうございます。本当にこの場をお借りしてお礼申し上げたいのが、救急隊の皆様の本当に懸命なご判断で1人でも多くの方の命が救われているということで、日頃の皆様の活動に心から感謝を申し上げます。
岡委員	事業の効果の最後ですけれども、火災報知器のことです。各地区での講習会で火災報知器の設置、点検、取替方法を説明するとともに、チラシを配布され、また高齢者宅を訪問し、防火診断を実施することで住宅防火対策の推進が図れたということを書いていただいています。もう少し詳しくお聞きしたいのですが、講習会での参加率、大体の数でいいんですけれども、平均の各地区の参加率どれぐらいなのかということと、また、高齢者宅の訪問をどのように実施をされているのか。今、火災報知器の設置率がどれぐらいなのか教えていただけたらと思います。
消防本部	住民学習への参加率、自治会に対しての住民の方の参加割合までは把握ができておりません。自治会からの要請があって行かせていただくという形で住民学習をさせていただいておりまして、そこまでは把握できておりません。住民学習において、住宅用火災警報器の説明ですけれども、令和7年度につきましては、チラシの方を約1万8000世帯に配布させていただいて、内容的にはその中に載っているようなことですけれども、住宅火災において住宅用火災警報器がどういった役割を果たすとか、避難するときにどういった役割があるかということを住民の方に説明をさせていただいております。効果につきましては、令和7年当初の設置率につきましては83.5%でしたが、令和7年3月31日時点では84%と、微弱ながら増加しているような状況です。 訪問方法につきましては、昨年も説明させていただいたんですけれども、丹波篠山市内の地区を6地区に分けまして、昨年度は篠山と多紀地区を回らせていただきました。依頼方法につきましては、民生委員支部会会議のときにお願いをいたしまして、高齢者のみで生活されている方、高齢者だけの世帯の方を対象に、民生委員さんが推薦される方のお宅を回っております。昨年については20件を回らせていただきました。
岡委員	篠山と多紀地区で合計20件ということですか。
消防本部	２地区を合わせて20件です。どちらも10件、10件の訪問となっております。
岡委員	他の業務もあるなかで、それが平均的な数で、目標数値ということですか。

消防本部	件数につきましては、他の関係機関に協力をしていただいていることもありまして、1 日しか時間が取れないというようなこともあり、件数的には 1 日で大体 7 件が最大です。それ以外でどうしても来て欲しいというところがありましたら、行かせていただいて、結果として 10 件になっている状況です。
堀毛委員	令和 7 年度決算と直接の関係ではないですが、救急救命士を要請いただいて、今年度の採用の方で 7 名の方が資格をお取りになるという話がありました。今、消防署として一番課題になっている大きな問題がいわゆる被災現場における消防職員の 2 次災害。先般、火災で上から物が落ちてきて、1 人の消防士の方がお亡くなりになりました。記憶に新しいところでは、道頓堀の雑居ビルにおける火災事故で複数の消防士の方が命を落とされました。この 2 次災害がやはりあってはならない。これを予防するために、消防署として具体的な対策を今後とって欲しいんですが、そういう対策が自主的に可能なのか。どういう工夫をすればその 2 次災害を防ぐことができるのか。その辺を検討していただきたいんですけれども、所感がありましたら、お聞きしたいと思います。
消防本部	消防職員の悲惨な事故が全国で起きております。当消防本部における公務災害の発生は、令和 7 年度中は 1 件もございませんでした。しかしながら過去には、数件、公務災害は起きております。その内容というのは、隊員の熱中症の事例であったり、救助作業中の転倒事故といったことが起きております。その予防策というのは、全国的にも運用されている指揮隊を出動させるという消防体制があります。当消防本部でも火災時には指揮隊が出動していますが、救急であるとか、救助のときはその指揮隊は出動しておりません。指揮隊がどんな役割をするかというと、災害現場全体を見渡した上で、隊員の安全性を確保するというのが大きな目的です。もちろん指揮隊だけで安全性を確保するというところにも限界はあるとは思います。一番大事なことは各隊員、消防隊、救助隊、救急隊のそれぞれの隊で、安全に対しての知識であるとか、技術を向上させていくのが大事なところではないかなと思います。それにはやはり消防学校に毎年派遣して、そこで新たな技術であったり、新たな安全性に対しての知識を習得させていくのが一番の体制作りになるのではないかと考えております。当消防本部で絶対に殉職者が出ないように組織を挙げて体制作りに努めていきたいと思っております。
堀毛委員	一番大事な点ですので、よろしくお願いします。
稲山座長	事業の効果について、確認をさせてください。令和 6 年度決算の

	説明資料と見比べているんですけども、今回、初めて認定救命士という表現が入っています。昨年は救急救命士と指導救命士となっていますが、この認定救命士というのは何なのか、改めて教えていただけますか。この表記をされた意図もあれば含めてお聞かせください。認定以外のものがあるのか、ないのかもわからないので、教えてください。
消防本部	救急救命士につきまして、ご説明させていただきます。まず救急救命士という資格を取りましたら、それに対してまずできる医療行為が決まっております。その医療行為が心肺停止の方のみにできるという最低限の部分が救急救命士の資格の中にありまして、次に、その救急救命士が病院実習などの研修を受けると、認定救命士となり、新たな医療行為ができるという形になります。具体的にどういうことかといいますと、心肺停止に至らなくても、血糖値を測ってブドウ糖を投与するとか、それから心肺停止になる前に点滴をして病院まで心臓を持たすというような輸液という医療行為、そしてまた心肺停止の方につきましては、気管挿管といいまして、直接肺のところに空気を送り込むチューブを入れたりする、そういった医療行為ができる救命士が認定救命士です。まず救急救命士としての資格を取った後に、高度な医療行為ができる救命士を養成したものがこの認定救命士としての位置づけをしていることで、この認定救命士という言葉を事業効果で挙げさせていただいています。
稲山座長	大体言葉の意味はわかったんですけども、この認定救命士を例えば、国の指針で丹波篠山市の規模で何人ぐらい置かなければいけないとか、そういう指針はあるのか。それと指針に十分満たされていっているのか、その辺の状況についてお聞かせいただけますか。
消防本部	まず救急救命士に資格として採用され、また、内部で養成されていくんですが、やはり救命士につきましては、全ての救命士が認定救命士の資格を取得する必要があります。それはやはり医療行為ができるということで、市民の生命を助けるためには、当然必要な行為ですので、その養成は必要だと考えております。現在の人数につきましては、救急救命士も年齢が高くなってきまして、高齢化が見えてきました。それによって、人数的には新しい救命士を養成し、また年齢の高い救命士については次の部署に異動ということにもなりますので、現在の人数を維持する必要があることから、これからも定期的な養成などは必要と考えております。
稲山座長	事業の効果のところで、令和 7 年度で一番大きかったのはデジタル無線かと思います。機器の故障率が大幅に低下とあるんですけど

も、あっては困るんですけども更新前はどれぐらいの故障率があって、今はどれぐらいになっているのか。それからその結果、指令伝達性の確実性が高まったということですが、確実性が高まったという意味がわからないので、故障率がどうだったかというのと、それから確実性が高まったという言葉の意味をもう少しわかりやすく説明いただいたらと思います。

消防本部　　先ほどお話ありましたデジタル無線設備の部分更新の事業効果についてお話しさせていただきます。消防救急デジタル無線設備は、消防本部、緊急車両、各隊員間の交信や市外応援、緊急消防援助隊との相互応援において不可欠な通信連絡手段となっております。本事業により同設備の部分更新を行ったことで、継続運用が実施できている状況です。これにより過酷な災害現場等においても、円滑な消防救急活動の実施が図られ、市民の生命と財産を守るための確実な体制維持に繋がっているものと考えております。この設備に関しては、設置してから 10 年が経過している状況となっております。機器が 10 年を超えてくると、故障リスクも高まります。年間何件とは言い切れませんが、数件の故障が発生しております。その都度メーカーに修理依頼をし、改修はしているものの、経過 10 年以上ということで、部品もなくなっています。例えば、家庭の電気機器と同じように定期的な更新を進めていかなければ、大きな故障が発生した際には運用できないことになりますので、令和 7 年度に大きな部分更新を行い、先ほど申しました故障のリスク低減に繋がっている状況です。更新してからの故障については、現在のところありません。

稲山座長　　故障率の低下ということで表現はなっているんですけども、昨年は何件かあったけれども、今はゼロだということでいいですか。

消防本部　　はい。

【市民生活部】

■地域振興課

市民生活部　　挨拶

市民生活部より説明

【主な質疑応答】

堀毛委員　　96 ページの多文化共生事業に関して、医療通訳事業補助金の件ですが、事業効果によりますと、7 年度の 5 月に岡本病院で導入いただいているということです。7 年度の予算では 3 病院が対象になっています。これは岡本病院以外にささやま医療センター、それから

	にしき記念病院だと思うんですが、結果として通訳件数 3 件です。17 万 7000 円余りで費用対効果の問題と、それから今後の 3 病院、医療法人社団みどり会では２つの病院を経営されているわけですが、この辺りの令和 9 年度を見据えた医療通訳事業補助のあり方をどんなふうに考えておられるのか、お聞きしたいと思います。
市民生活部	当初予算では、3 病院に対して医療通訳補助を行う予定でしたが、1 病院でシステム導入いただき、それに対する補助をしております。他の病院については、引き続き医療体制の構築をお世話になりたいと考えております。7 年度の実績を見ますと、3 件の予算に対して 1 件と初年度であり、費用対効果が少ないですが、これからも医療通訳事業補助の体制を維持しながら、さらに通訳できる病院として外国人の市民が活用できるよう、啓発を強化していきたいと考えております。
堀毛委員	医療の問題はやはり専門家による通訳がかなり重要だということは認識しているんですけれども、今後の対応として、みどり会にも導入を呼びかけていくと、一方では、従来から取り組んでおられるやさしい日本語による普及活動。やさしい日本語が普及したから医療通訳がいらないとは思っておりませんけれども、その辺の兼ね合いについて、やさしい日本語である程度、医療通訳なしでも適正な医療が実施できるということが広がって、医療通訳に頼らなくてもいいという件数が増えれば､それに越したことないんですけれども、今後の多文化共生事業担当課として、やさしい日本語による医療体制それから医療通訳、もちろん患者さんの日本語がどれぐらいできるか千差万別だと思うんですけれども、方向性としてはどのように今後検討されていくんでしょうか。
市民生活部	やさしい日本語の普及啓発ということで、やさしい日本語が医療の通訳に直結するというのは、今すぐは難しいと思いますが、やさしい日本語の普及啓発の取り組みとしまして、市内企業に対して、やさしい日本語の出張講座を開設していこうということで準備を進めている状況です。外国人市民が市役所に直接連絡が少ないということもあり、市役所から医療通訳等の情報を外国人労働者を雇用している各企業にメールやチラシで周知を図っているんですが、実績も伸びていない状況です。その陰には、日本語ができる方と一緒に病院に行かれたり、その企業に通訳できる方がいらっしゃるというような現状もあるとは思います。今後、地域振興課としましても、待っている体制ではなく、こちらから訪問する形で、外国人市民と面と向かって話ができる状況を作っていき、医療通訳等の周知であ

	ったり、やさしい日本語の普及啓発をしていきたいと考えております。
岡委員	95 ページの市民相談費に関して、無料法律相談の事業の効果として、多くの市民が日常生活の不安を解消し、トラブル解決に繋がったということが書いてあります。市民から相談を受けたときに、専門的なことになると無料相談がありますと案内をさせていただいているんですが、この内容で一番多い相談件数が、実際に来られた場合も電話の場合も家事となっています。この内容とその他について、差し支えない程度で教えていただきたいと思います。また、時間が決まっているので、無料相談ということでなかなかそのときに解決に至らない場合もあるのかと思うんですが、継続して相談を受けられている方の割合がわかりましたら、教えていただきたいです。
市民生活部	家事の内容としては、離婚、相続、遺言、親権などに対する相談です。その他については、主には行政相談、交通事故、多重債務といった相談です。30 分の相談時間があり、概ね 30 分以内で解決しているケースが多く、詳しい件数は把握していません。市民は、年間 2 回無料法律相談を受けることができ、2 回までであれば引き続き相談を受けることができます。相談 1 回 30 分あれば、ある程度対応できていると考えております。
岡委員	30 分なので大体それで解決する場合が多いということで良いことだと思うんですけども、またご相談される方は同じ先生に問い合わせをされると思いますので、もし連携をしていただけるようでしたら、お願いいたします。 100 ページの防犯対策費に関して、防犯カメラのことですけれども、自治会からの申し出があって設置をしていただいているんですが、事業の効果として、市民や地域、警察や防犯協会等関係機関が一体となって、丹波篠山市の防犯抑止力の向上が図れ、県内で一番治安が良く、安心安全なまち作りに繋がったとあります。つい最近ですけども、市民の方から個人で防犯カメラを付けておられる方が、不審な人物が夜中 11 時過ぎに 2 人写っているっていうことで警察に通報されたという話をお聞きしたんですけれども、個人の防犯カメラの設置なので、そのあたりは担当課の方もわからないとは思うんですが、警察や防犯協会との連携において、どのような連携をされているのか。1 ヶ月にこういう相談がありましたということを周知されているのかお聞かせください。
市民生活部	警察や防犯協会等との連携としまして、この 10 月に全国地域安全運動に併せて、最近特に多い特殊詐欺などの被害を防ぐため、広報

	車で市内を巡回したり、大型商業施設で啓発物の配布を行い、周知啓発を図っています。また、夏には特殊詐欺被害の防止のため、自動録音装置の普及啓発ということで、大型商業施設において一緒に周知啓発をさせていただきました。今後も警察、防犯協会と一緒になって連携をして取り組んでいきたいと考えております。
降矢委員	84 ページ自治会関係費についてお伺いしたいと思います。年々交付自治会の件数の方も増えて、ワクワク農村創生補助金を活用してワクワク農村未来プランの取り組みを進められている自治会の件数が増えていて、とてもいいなと思っているんですけども、良い効果に対して、逆にこの 3 年間取り組みを行った結果、自治会からの要望であったり、また今回の取り組んだ結果に関しての改善などがもしあればお伺いしたいと思います。
市民生活部	261 自治会中 211 自治会に補助金を活用いただきましたが、50 自治会には活用いただけなかった実績があります。なぜこの補助金ができなかったのか、改善策がないのかはまだ詳しく聞けてないですが、次のプランに向けて、計画や次の一手を考えているところです。多くの自治会にワクワク農村事業を知っていただくため、今月配布予定の事例集を確認いただき、自分たちでもできるような取り組みがないか見ていただきながら、相談があれば対応していきたいと考えております。また、アンケート調査も実施しており、これから検証していくところですけれども、できてないところは小規模自治会、担い手がいない、中心となって進めていくような人材がいないところが、大きな課題ではないかと感じております。そういった自治会には、地域振興課の職員や中間的支援の人材などを活用しながら、次のプランに向かって全ての自治会が地域活性化に取り組んでいただくよう、働きかけを考えております。
降矢委員	ぜひ良い効果に対して、逆の要望だったりが次の改善に繋がると思いますので、検証のほどよろしくお願いいたします。
堀毛委員	87 ページのまちづくり活動推進費の件です。まち協の様々な支援制度、非常に優れたものがあると認識しているんですが、その中で人件費、いわゆる事務員費補助のあり方ですけれども、近年、時間給単価が上がってきており、まちづくり協議会の人件費はもちろんまちづくり協議会で自主的に決めていただいているわけですが、担当課として各まち協の事務員にどれぐらいの時間給、月給もあるかもしれませんが支出されているのか把握をされているのかということと、まち協の事務員の仕事は概ね似たり寄ったりではないかという気がしているんですが、担当課として適正な事務員の人件費につ

	いて、基準額みたいなものを今後提言することを検討しておられるのかどうか、その辺についてお聞きします。
市民生活部	まちづくり協議会の地区に対する交付金の中の事務員費について、週に何時間という形で規定を決めまして、毎年交付金の中に組み込み、令和7年度は事務員1人49万5000円、最大でお支払いできるように枠をとっております。ただ、それぞれ地区ごとに事務員に払うお金は異なりますので、勤務形態に合わせて支出していただいています。交付金の中で使っていただけるのは49万5000円とさせていただいておりますが、時給の分につきましては、毎年最低賃金の賃上げがありますので、それを見越した上で増額しています。実際の各地区の方からお聞きする分には、足りないとおっしゃるところも余って返されるところもありますし、市としましては一定の基準の中で地区ごとで使っていただくということにしておりますので、例えば、人数を増やしたいとか、週の時間を増やしていきたいという希望があるのであれば、人件費についても検討していく必要があるかとは思っております。事務員のそれぞれの地区ごとで担っておられる業務というのはそれぞれ違います。補助金の事務ですとか、会館の運営の部分ですとか、そういったことも担われているところもあれば、まち協の事務一切を引き受けておられるところもありますので、そこは働き方も違ってまいりますので、今後そのようなことがあれば検討していきたいと考えております。
堀毛委員	83ページの自治会関係費の委託料について、自治会ごとの固定の部分と、それから自治会員の人員別の部分とあるんですが、261自治会には準自治会は含まれていないということで、準自治会については3つあって、合計264の自治会、準自治会に対して1人当たり2100円が支払われていると。自治会員の数に基づく支払いですが、これは市として各自治会からの申告に基づいてやりますということなのか。自治会によっては毎年増減が当然あるんですが、この辺りをどこまで的確に把握して、2100円を掛ける自治会員数を根拠にしようとしているのか。申告通りにやっており、それ以上のことはしないという対応なのか。その辺についてお聞かせください。
市民生活部	行政事務委託料につきましては、各自治会から振込依頼書という形で毎年総会後にご提出いただくようにお願いしておりまして、会員数については自治会にご記入いただいた人数で、申告のもとでさせていただいております。ただそれが極端に昨年度より人数が増えていることなどがある場合は、どういう事情かを確認させていただいて、基本的には例年と比較して許容できる範囲内の変化具合かど

	うかは見ています。
堀毛委員	行財政改革が叫ばれる中、必要な適正な会員数についてはもちろん申告に基づいてお支払いいただいたらいいんですが、自治会によっては例年通り報告しているというところも結構多いんじゃないかと思います。世帯数の増減については、自治会によって実際に毎年違ってきてます。ですから、できれば各自治会長には増減については、これまで以上に毎年の申告の段階できちっと掌握してください。それに基づいて申告してください。程度のことは担当課としては言ってもらってもいいんじゃないかという気がしますが、その辺はいかがでしょうか。
市民生活部	自治会行政事務委託料の説明については、総会のときに事務連絡で周知しています。市ではそれぞれの地区の世帯数はわかりますが、その内自治会に加入されている方がどれだけいるのかというのは、把握することができないです。自治会長は会員、非会員を把握されているので、その数字に基づいてこちらは確認しています。適正な数字を報告いただいていると認識しております。
桐村副座長	333 ページの消費者行政推進費についてお尋ねします。専門知識を有する消費者生活相談員という方は、どのような資格を持っていらっしゃるのかということと、消費者生活相談件数が 270 件となっていますが、前年度と比べて増減を教えてください。
市民生活部	まず消費生活相談員ですが、資格の名前がはっきりわかりませんので、後でお答えさせていただきたいと思います。(後刻回答) 相談件数に関しましては、令和 7 年度が 270 件ございまして、令和 6 年度は少し少なくて 227 件、令和 5 年度が 234 件、令和 4 年が 270 件という形で、コロナ前の相談件数に戻っている状況です。相談の内容では、最近は副業をしようとして実際はお金を取られるといった案件や「初回 500 円」といった広告を見てお試しで注文されて、それが実は定期購入というようなケースもかなり増えておりまして、そういった案件に対して、相談員と一緒になって解決に向けて取り組んでいます。
桐村副座長	今の内容だと多分若い人、就労されてたりとかっていう方が多いのではないかと思うんですけど、270 件の相談者の年齢層も教えて欲しいのと、あともう 1 件は 3 番目に多い「不明・無関係」や「その他」というところの具体的な相談内容を教えていただけたらと思います。
市民生活部	年齢層ですが、60 歳以上の高齢の方が約半数を占めております。しかし先ほど申しました副業では、20 代前半の方で、お金をもう少

	し稼ぎたいという心理につけこんで、競馬の予想や、投資に誘導され、実際は偽の詐欺サイトであったというケースが多くなっておりますので、高齢の方だけではなく若い方にも周知啓発をしていきたいと考えております。 「不明・無関係」につきましては、先ほどの件と合わせまして、後ほどお答えさせていただきたいと思います。（後刻回答）
桐村副座長	消費生活相談というのは専門性がかなり強くて、大変な仕事だと思いますし、福祉の相談も混ざっているはずです。そういう合間に合わせてお金の相談プラス自分の身の回りのことを喋っていったりとかされる方も多いので、今後、横の連携についてもうまくされていかれるといいかなというのが私の意見です。よろしくお願いします。
稲山座長	90 ページの市民活動推進費の事業効果の中で、登録団体が増えているんだけれども、高齢化により解散されている団体があると書かれていますが、どれぐらいの団体が解散されているのか、例えばここ 2 年ぐらいでどれぐらいの団体が解散されているのか。高齢化等と書いてあるんですけど、具体的な解散理由もあわせてわかれば聞かせてください。
市民生活部	解散された団体の数を具体的に今把握しておりませんので、確認させていただいて、またご報告をしたいと思います。（後刻回答） 解散の理由は高齢でもう活動ができていないというところを聞いています。あとは他の活動に力を入れ出して登録している団体としての活動は終えてしまったというケースもあります。そこも確認させていただいた上で報告いたします。
稲山座長	95 ページの市民相談費のところです。行政相談員の休日合同相談、昨年度の決算の説明資料では件数は載っていなかったんですけども、今回初めて 3 件ということで相談件数が載っているんですけど、これだけの皆さんに行き来いただいて 3 件という数が多いのか少ないのか。広報が十分できているのか。電話相談もあるのでなかなか休日に行くというのは少ないのかなと思うんですけども、これだけの皆さん行かれるのであれば、もう少し相談があってもいいのかなと思いますので、この数字についてどうお考えなのか、もし少ないようであれば、もっと啓発をしていかないといけないのかその辺についてお聞かせください。
市民生活部	行政相談員等の休日合同相談会ですが、令和 7 年度は 3 件ということで、相談は弁護士に対しての相談で、司法書士並びに行政相談員等の相談はありませんでした。今年度も開催を既にしまして、相

	談は8件ありました。相談は、弁護士4件、司法書士4件で、行政相談員等の相談はありませんでした。昨年のことをふまえ、周知の方法としまして、市広報や大型商業施設で行政相談員と一緒に啓発物の配付、多紀支所の有線放送及び西紀支所の防災無線の活用、今年度は新たに丹波新聞に折り込みチラシを入れ周知を図りました。その結果、相談件数は増えましたが、行政相談に結びついてないということが現実としてありますので、今後とも周知の仕方を検討していきたいと考えております。
市民生活部	件数の件で補足します。ほとんどが弁護士、司法書士の相談で、行政相談員の相談が普段からない状態です。弁護士相談、司法書士相談は、予約で相談受付しており、一枠30分なので、この件数については多くの方が活用されていると思いますが、行政相談員による相談は、これまでから件数が少なく、合同相談することによってある程度相談件数が増えると考えておりました。そういったところの実態を確認しながら、さらに広報活動としては有線等で周知して、市民には浸透していると考えますが、さらに強化を図っていきたいと考えております。
稲山座長	今の相談関係の部分ですけども、電話による無料相談は数字を見ると去年より減っていると思うんですけど、去年は電話相談は45件で半分以下になっているので、その理由も何かあるのかなと思いますので、できれば来年度以降、前年度との比較がわかるようにしていただいた方が、議論も深まるかと思いますのでお願いします。 最後にもう一点、各支所費について、事業の効果のところが全部同じ表現になっています。これは支所で整えられて、そういうふうにされていると思うんですけど、支所業務の中でも、本当に住民さんの窓口サービスは統一されていると思うんですけども、地域振興という部分も兼ねられていると思うので、全部同じ表現でなくてもいいのかなと思います。例えば、城東でしたら味まつりがあり、多紀でしたら多紀祭り、それぞれの地域の皆さんの要望なりの取り組みをされておると思いますので、満足度の向上に繋げられたと書かれているんですけど、そんな調査はきっとされていないと思いますし、まち協や自治会の手助けができたから、満足度の向上になっているんだろうという表現になっていると思いますが、せっかく地域振興課に各課長がおいでになりますので、もう少し地域色を事業効果の中できっちり書いていただいた方が、課長職に支所に居ていただいている意味も出てくると思います。サービスはきちんと住民にしないといけないと思いますけれども、地域振興の部分はもう少し住民

に寄り添ったような表記、効果を出していただいた方が課長職が支所にいるということを皆さんも見られると思いますので、来年度以降、表記の仕方を統一しないといけないところもありますけど、やっぱり支所の独自色を出していただいた方がいいかなと思います。あくまで要望ですので、ご検討いただいたらと思います。

■地域振興課　追加説明

市民生活部より追加資料説明

市民生活部　　質問でお答えできなかった分につきまして、報告をさせていただきます。まず桐村副座長からのご質問で、消費生活相談員の資格名ですが、消費税生活相談員資格で、これは消費者安全法第 10 条の 3 第 1 項に規定する登録試験です。

同じく桐村副座長からのご質問で、消費税生活相談の「その他」の内容につきましては、例えば、住居費、光熱水費、車両や土地建物、設備といった内容で、その資料がありますので、お渡しさせていただきます。

次に稲山座長からのご質問で、市民活動団体の解散団体数と理由につきましては、令和 7 年度が 10 団体ということで解散理由を書いた資料をお持ちしておりますので、併せてお渡しさせていただきます。

■人権推進課

市民生活部より説明

【主な質疑応答】

降矢委員　　69 ページの男女共同参画日の事業効果として、少し残念だなと思ったのが、社会全体の中で男女平等になっていると考える人の割合が 12.1%ということで前回の調査と比較して 0.4 ポイント減少、そして事業所調査では民間事業所における女性の課長相当職以上の割合は 16.3%で前回調査と比較して 0.3 ポイント減少したということで、この結果も踏まえてこれから引き続き講演会等の事業を実施していく必要があると事業効果を書かれておりますが、フィフティ連続ミニ講座など、いつも楽しみに講座がどんな内容なのかということで拝見させていただいておりますが、これは平日にいつも行っているかと思うんですが、これは平日の女性の方々が参加しやすい時間であったり、日時であったりということでよろしいんでしょうか。

	今後のいろんな方に周知していくという部分で、男女共同参画社会の実現に向けての取り組みについて、講座の日時についてお伺いしたいと思います。
市民生活部	非常に残念ながら意識調査の結果若干減少しております。69 ページの中段に市民、事業所意識調査の概要ということを書かせていただいているんですけれども、昨今、10 年前 15 年前ぐらいは市役所が出した意識調査、アンケート調査は大体 50%以上回答いただいていたんですけども、5 年前も 50%切るぐらいで、今回も 37%ということで回収率が非常に低くなっておりまして、その結果 1 人の回答者によって若干増減してしまうと。同じことが事業所調査にも言えまして、150 社に出しておりまして、商工会も通じてお願いをしているんですけれども回収率が 78 ということで 100 を切っていますから当然回答の 1 件によって非常に数の増減があるということで、それが少し作用していると考えております。とはいえ、結果としては若干減っていますので、今後啓発活動が必要だと思っております。 各種講座のことですが、フィフティ連続講座は確かに平日の中間ですが、それ以外の例えば講演会とかワークショップとかは土曜日とかあるいは夜間に開催しておりますので、様々なライフステージの方に参加しやすいようにということは心がけておるんですけれども、今後ミニ講座につきましても、休日での開催ということも検討していきたいと思っております。
降矢委員	男女共同参画社会に向けて、男女平等になっているかどうかということに対してのアンケートの回答件数が減っているということですけれども、このアンケートは手書きでアンケートを取っているんでしょうか、Web 等でアンケート取っているんでしょうか。
市民生活部	5 年前や 10 年前は完全に手書きで郵送で返してくださいということだったんですけれども、今回の場合、郵送でも OK ですけれども Web 回答、QR コードを読み取っていただいて、あるいは URL からパソコンで入力していただいてというやり方も可としております。できるだけ回答しやすいようにというのを心がけているんですがボリュームが多いものですから、逡巡されて回答率が減ってきているのかなと。15 年前、20 年前は市役所から来たやつなので協力しようかという形で協力いただいていたんですけども、だんだんボリュームの多さとか、別にアンケートに協力してもポイントがつくわけでもないので、ご本人の費用対効果ということも含めて、回答率が下がっているのかなと思います。例えば、10 年前でしたらお礼や督促のはがきを送らせていただいて、ご回答ありがとうございました、あ

	るいはまだの方はできれば何月何日までにご返送くださいというはがきを全員の方に送っています。それで大体 10 ポイントぐらいは回収率が上がったんですが、昨今の財政難等もありまして、督促のはがきまではなかなか予算がつかなくて、結局、広報とかホームページで協力を呼びかけるという形にしておりますので、どこの意識調査もだんだん 5 割を切って 4 割前後ぐらいになってるんじゃないかなと思っております。
降矢委員	回答数が少ないからこの数字に繋がっているということも非常に残念ですので、どのようにすれば回答率が上がるのかということの改革も必要かなというところと、ぜひ市民の方々の意識改革も市民の方々自身も大切かなというところもありますので、改善策をぜひともご検討いただいて、1%でも 2%でも上がりますように、男女共同参画社会の実現に向けて、市民の方々の意識が変わりますように改善への取り組みをよろしくお願いいたします。
市民生活部	心掛けていきます。
桐村副座長	67 ページの男女共同参画費の件です。相談件数が令和 6 年度 46 件から令和 7 年度に 97 件と倍以上に増加しています。中でも DV の相談は 5 件から 14 件、家族に関する相談も 26 件から 47 件と増加しています。相談件数の増加は問題そのものが増えている可能性がある一方で、相談窓口の認知が進み、これまで表に出にくかった相談が出るようになった結果とも考えられます。その中で、市としてこの相談件数の大幅な増加をどのように分析し、令和 7 年度の取り組みをどのように評価されているか伺いたいです。
市民生活部	市役所はなかなかハードルが高くて来にくく、市役所以外に男女共同参画センターがあり、どこでも大体そういうところを設置しており、設置の認知度が進んでいったのかなということが一つです。それと、以前はオープンスペースであったんですけれども、オープンスペースでは、なかなか声も通るし相談もしにくいということもあって、個室へ移動したことによって、もちろんそういった相談につきましては個室をご案内するんですけれども、そこへ敷居をまたぐその敷居が低くなったのかなと考えております。その結果、相談件数が増えていったのかなと思っております。
桐村副座長	旧体制から始めて 2 倍になると、現場の相談員からは時間内に終わらないといった話などは上がってきていないですか。
市民生活部	相談件数は確かに 2 倍強になったんですけれども、それは先ほどの個室への移転に加えて、年間を通じて、セミナー、研修会、講演会等でワークショップもあるんですけれども、それぞれの参加者に

	相談窓口のチラシをお配りして、また司会からこういう相談窓口がありますのでという周知をこれまでから地道に継続してやってきたことが、この成果に繋がっているのも一つあると思います。相談件数が 2 倍強になったんですけれども、現在、常設でシフト制ですが相談員 1 名を配置しておりますので、時間を超えての相談にはまだ至っておりません。
桐村副座長	173 ページの人権政策啓発事業について、人権講演会 193 人が参加されて、前年度の 117 人から大きく増加し、人権フェスタには 366 人の方が参加するなど、本当に市民が人権について学ぶ機会が継続されていることはすごく評価させていただきます。その中で、市民の講演会や研修会などを実施した結果、市民の意識や行動にどのような効果があったのか、事業効果をどのように把握されているか、今検証されていたら、説明をお願いします。
市民生活部	人数は若干増えているんですけれども、人権講演会や各種研修会の講座につきましては、単に人数だけではなく、事業効果としては、アンケート調査を人権フェスタや研修会等で行うんですけれども、その中で「良かった」「特に良かった」あるいは「印象に残った」ということを事業効果としては大切に考えております。というのは、どちらかというと動員型で来ていただくケースもあるので、単に人数だけではなくて、「講演の内容を聞いて気づきがあった」、「目からうろこやった」、「こんなことがよかったと他の人には言う」というような形で、その人が気づいていただいて、その裾野を広げていただくというのが一番大事かと思っております。よかったや理解できたとかではなく、「特に良かった」というような人の数を約半数ぐらいに増やしていきたいと考えております。大体 8 割ぐらいの人はよかったと回答いただくんです。その 8 割ぐらいの方のうち、さらに特に良かったという人を増やしていきたいと考えております。その結果として、人権尊重意識を大切にする人の数を増やしていくということに繋がると思います。例えば、市同教の会長がよく言われるのは、昭和 40 年代から綿々と築き上げてきた人権同和教育、啓発活動というのが右肩上がりで人権意識が上がってきたんだけれども、ここ 5 年 10 年の間でそれが崩されてきた。なぜかというとインターネットや SNS によって誹謗中傷、人を傷つける発言をしてもいいんだという風潮が広まっていった。このことについて何が必要なのかというと、啓発事業をして、そんなことはよくないという人を増やすしかないんだということをおっしゃっています。今後ともそういう形でやっていきたいと思います。

岡委員	177 ページのあいさつ運動啓発費について、人権というのが目に見えないもので大変だと思うんですが、事業の概要としては、市民の人権を尊重したあたたかいまちづくりを推進するために行われていて、本当に早朝の時間にありがたいことだと思うんですが、効果として、延べ 9000 人程度の挨拶した人数を書いていただいているんですが、これが果たしてどういう数なのかというのがわからないので、職員のあいさつリーダーを設けておられたり、あいさつ運動をまちに出られて 17 ヶ所でされている中で、効果分析をどのようにされているかをお聞かせいただけたらと思います。
市民生活部	なかなか効果検証がしにくい事業でして、延べ 9000 人というのは強化週間の中でカウンターを職員に持たしておりますので、あいさつが返ってきた人数ということですけれども、月曜から始めて金曜で終わるんですが、月曜日は返してくれなかったとしても、金曜日ぐらいには挨拶を返してくれたりします。例えば、私は毎朝ではないんですが、朝走ったり、歩いたりしているんですけれども、最初すれ違っても知らん顔していた人も、おはようございますと声をかけていけば、挨拶が返ってくるものです。地域の中で走ったりとか歩いたりしていますから、地域社会の中にいるんだということがお互いに見えれば、面識社会というんですけれども、挨拶が返ってくる人を増やすことによって、安全安心なまちづくりに繋がるんではないかと思っています。市全体であいさつ運動に取り組んでいるという一つの運動とすることによって、大切だと思う方が増えるのではないかと思っています。ただし、あいさつ運動をしておりますのは、人権を視点にということです。規律や礼節も大事ですけども、決して大きな声で挨拶をすることを目的にしていません。場面緘黙など、挨拶がしにくい発達特性の方もいらっしゃいますから、それはそれで大切にして、会釈だけでもいいんですという形で言っています。
岡委員	9000 人に対して、毎年、目標の数は設定しておられるんでしょうか。
市民生活部	特に設定はしておりません。
稲山座長	172 ページの人権政策啓発事業の体験型人権学習について、現在の状況をお聞かせいただけますか。地区によってはなかなか開催が難しくなっている、運営が難しくなっているということを聞かせてもらっているんですけれども、現況も概略で構いませんので、お聞かせいただけますか。
市民生活部	かつての被差別地区の児童、生徒を対象にした教室は 1 学校 1 学

級だけになっております。それ以外のところにつきましては、学校全体に児童会や生徒会に呼びかけ、人権を学ぶ取り組みをしております。あるいは人権ツアーという形で例えば水平社博物館に行ったりとか、立命館大学の国際平和ミュージアムに行ったりということで、人権を学ぶ学習の場として、学校全体で取り組んでもらっております。

■市民課

市民生活部より説明

【主な質疑応答】

降矢委員　106 ページの戸籍住民基本台帳費に関して、今回、マイナンバーカードの申請の手続きや総合窓口の受付で人件費の増額がありましたが、令和 7 年度のマイナンバーカードの申請手続きの枚数は、どれぐらいあったのでしょうか。

市民生活部　マイナンバーカードの申請と交付、電子証明書の更新事務、いろいろなマイナンバーカードに関する事務を含めまして、令和 7 年度は 1 万 6873 件あり、令和 6 年度より約 56%増えております。マイナンバーカードの交付が始まってから 10 年を迎えまして、マイナンバーカード自体の更新などが増え、件数が令和 6 年度に比べ増加しました。

桐村副座長　コンビニ交付の件ですけども、令和 3 年度から令和 7 年度まで交付枚数が増えており、実際に市民の利便性が向上していると思います。コンビニ交付の利用が増えたことによって、市役所の窓口の業務量については軽減されているんでしょうか。

市民生活部　マイナンバーカード普及に伴って、コンビニでの証明書交付も年々増加しております。窓口件数も減っております。コンビニでの証明書交付の割合が増えてきて、窓口の証明発行の数字として見える形で進められていると感じております。市民の方からも電話での問い合わせがあったりすると、コンビニでも取っていただけますことをお伝えして、それでしたらコンビニへ行きますとか、窓口の方でもチラシ等を配布させていただいて、100 円手数料も安くなるため、コンビニで取られませんかということをご案内してから、証明発行をさせていただいています。中には、自分が何を取ったらいいかを相談しながら申請したいから窓口の方に来ましたという方もいらっしゃいます。感覚としては、窓口に来なくても手続きができるということで、利便性は高まっていると思っています。

桐村副座長	よかったと思います。少しでも業務が改善されて、市民の利便性が上がればいいと思うんですけど、それを事業の効果のところに書かれるとよりわかりやすいかと思います。今、コンビニ交付の普及促進と市民の利便性の向上に努めたで終わっていますけど、それに加えて、それにより窓口対応がより丁寧になって、市民に対して効果があったと思いますというようなことを書く方が効果には繋がったかなと思うので、意見ですが、もしよかったら書いてもらったらと思います。
稲山座長	マイナンバーカードの保有数が 81.8%ということで、これが県内でどれぐらいの状況にあるのか、上位なのか、中位なのか、下位なのかということを教えていただきたいです。それから市民課のいろんな努力でここまできたかと思うんですけど、出張申請、個別出張申請、夜間延長、日曜窓口、それぞれぞれどれぐらい件数があったのか、それから支所でも受付をされているということで数字を見させてもらっているんですけど、もし簡単にわかるようであれば、それぞれ聞かせていただければ嬉しいと思いますので、よろしくお願いします。
市民生活部	マイナンバーカードの保有率 81.8%ですが、こちらは令和 8 年 3 月末時点での数値でして、全国平均が 82.1%、兵庫県の平均が 82.3%ですので、平均よりは少し下の数字にはなりますが、平均ぐらいかと思っております。具体的な順序は出しておりません。マイナンバーカード事務ですが、出張申請は令和 7 年度 38 件です。また、それに加えて出来上がったカードを郵送では不安という方は、カードをお届けすることもさせていただいておりまして、それらを合わせて 43 件です。各支所の取扱件数につきましては、全体の 16%ぐらいが支所窓口に行っていただいている状況です。延長窓口と日曜窓口の利用ですけども、こちらもマイナンバーカード事務だけで言いますと、延長窓口が 456 人に来ていただいております。日曜窓口につきましては、445 人にご利用いただいておりまして、日曜窓口に関しましては、年間受付件数の約 7 割がマイナンバーの事務で来ていただいております。延長窓口もマイナンバーの事務に来ていただいている方が半分以上と多くなっております。
稲山座長	パーセンテージとしては、国平均、県平均よりも下回っているということですから、他の市町は多分いろんな手段を使われて、保有率の向上に取り組まれていると思いますので、何も数字上げることだけがいいとは思いませんけれども、県平均、全国平均を下回っているということであれば、いろんな工夫をしていただきたいと考え

ますので、あくまでの要望ですがよろしくお願いしたいと思います。

【環境みらい部】

■清掃センター

環境みらい部より挨拶

環境みらい部より説明

【主な質疑応答】

堀毛委員　283 ページの塵芥処理費の繰越明許分です。委託料と工事請負費で約 2 億 9000 万円ですが、これは丹波市の分担金には反映されたんですか。それとも全く反映されていないんでしょうか。

環境みらい部　繰越明許分につきましては、工事の内容といたしまして、プラ施設の新設改良工事分とクレーンのクラブトロリーの補修工事分とありまして、クラブトロリーの 4895 万円につきましては、丹波市分担金の対象としております。残りの新設改良のプラ施設分につきましては、プラ施設が完成したとしても、丹波市の受益期間が非常に短いということで、プラ施設の新設改良工事分につきましては、分担金の対象としておりません。ただし、丹波市が本市の清掃センターにゴミを入れる期間中につきましては、そのランニングコストを丹波市分担金の対象としております。

降矢委員　286 ページの地域振興事業について、地元の方々から要望があった事業を実施したということで、どのような要望があったのか、お伺いできればと思います。

環境みらい部　地域振興事業につきまして、元々、清掃センターが現在の場所で操業できる期限が地元との約束のなかで今年度末までであったものを、さらに 15 年間延長するということで、その話し合いにおいて、地元から希望等を聞きながら調整をして、進めている事業です。そのうち、衛生に関する部分につきまして、昨年度は味間奥の茶の里会館の改修事業、大山下の古民家の有効活用事業、そういった事業を続けておりまして、今年度につきましては、大山下の公民館の広場の舗装事業、遊具の新設、既に完了した事業としまして、自治会で管理されているまつりの山車を入れる山倉の改修、防犯カメラの設置、また自治会内の放送設備の改修、公民館のトイレ等の改修等、多くの事業を実施してきているところです。

稲山座長　279 ページの塵芥処理費に関して、事業効果で事業系のゴミも計画どおり減ったということでよかったと思います。また、ガラス工房の教室の人数が書いてあるんですけども、昨年度の資料を見させ

	ていただきますと昨年度、ガラス工房は大人が 1 人でしたが、令和 7 年度は 5 人となっており、4 人増えています。どういうことで増えているのかを聞かせて欲しいです。それから、施設見学について、たぶん小学生の子供たちがよく見に来られるのかなと思いますが、この中で小学生は令和 6 年度が 17 件、令和 7 年度が 16 件でほぼ同じの数字ですけど、その他が令和 7 年度は 2 件で 29 人ですけど、これはどういう方が増えているのか。どういうきっかけで来られているのか、環境に関心のある方が来られたのか、その辺がわかれば教えてください。
環境みらい部	ガラス工房体験教室につきましては、啓発の方法ですけれども、例年、基本的に広報とホームページでの案内になっていたのですが、令和 7 年度につきましては、地元の新聞にも取り上げていただいたことも影響して増えたのではないかと考えております。施設関係につきましては、その他のところで、まず 1 つは市の環境推進協議会の市内の視察研修がありまして、その中で清掃センターも視察研修先に入れていただいて、実際に焼却施設やリサイクル施設の現状を見ていただいたのが 1 件です。それと市内の愛育班が見学に来られたため、合わせて 2 件の増加となっております。
稲山座長	愛育班がどういうきっかけで来られているのか。ぜひとも、そういう機会を増やしていただいたら、環境への関心も高まるかと思いますが、その辺がわかれば教えてください。
環境みらい部	具体的な事情を聞かせてもらったわけではないのですけれども、愛育班が各地域にある中で、今までいろいろな地域の方が来られていますので、自分たちの生活から出ていくゴミがどのように処理されていくのかを知ることが大事だという意識を持って取り組んでいただいているのが一つの理由ではないかと考えております。
稲山座長	見学の対応は、なかなか大変かと思いますけれども、見ていただいた効果というのは、多分先々に出てくるのかと思いますし、子供が見たらすぐ親にもはっきりもしますし大人もなかなか見る機会もないかとに思いますのでできるだけいろんな団体例えば老人会さんとか、何かそんな団体さんにも見ていただくようなことを増やしていただいたらまた清掃センターへの関心なり、それからゴミの分別なり、減量というのにも深まるかと思いますけれどもできるだけ学校以外の分も増えるような、そんな努力をしていただいたらなと思います。

■農村環境課

環境みらい部より説明

【主な質疑応答】

堀毛委員　266 ページの生物多様性推進事業に関して、クビアカツヤカミキリが令和 7 年度に住吉台で発生しました。最近、大芋地区、西紀北の川阪でもフラスが発見されました。今後の対応ですけれども、クビアカツヤカミキリとナガエツルノゲイトウの発生が危惧されるわけですが、クビアカツヤカミキリについては早期の防御体制、ナガエツルノゲイトウが出てきた場合、早期発見に繋げないと、最近の水害にナガエツルノゲイトウが大きく影響して、川の氾濫の大きな原因になるということもありますので、令和 7 年度から出てきた外来生物の対応をしっかり行っていただきたいと思いますが、決意のほどをお聞かせください。

環境みらい部　クビアカツヤカミキリは令和 8 年度になって、被害木が発生し、具体的に被害が確認されました。今週の水曜日に福井周辺の調査をする予定にしておりまして、新たな被害地については、その調査でわかってくると思います。その調査結果を踏まえ、環境省の補助金の活用の検討も加えながら、対策を進めていきたいと思っております。ナガエツルノゲイトウにつきましては、現段階では丹波篠山市で発生事例はないですが、今年、兵庫県が DNA 調査を河川で実施すると聞いております。その調査結果が共有され次第、市でも何か対策を検討していけたらと思っております。

堀毛委員　DNA 検査というのは、具体的にはどういう検査になるんですか。

環境みらい部　河川の水を採取しまして、そこに含まれている環境 DNA を分析することで、ナガエツルノゲイトウが上流で繁茂しているかどうかがある程度わかるということです。そこで数値が検出されなければ、上流の方にはナガエツルノゲイトウは今のところは侵入してないという予側を立てることができると考えています。

稲山座長　271 ページの一般公害対策費について、令和 6 年度決算と見比べさせていただいていますが、自動車騒音の測定が昨年度は 3 ヶ所、今回の決算は 2 ヶ所ということで、場所も変わっているんですけど、選定について、どういう基準でされているのかを聞かせてください。それからもう一点、水質検査で気なるのは令和 6 年度は環境基準に適合ということだったんですけど、今回は概ねという表現を入れられています。概ねというところについて、違反ではないが基準を超えているなど、どういう意図かを聞かせてください。最後に、これらについては、当然法律の規定などに基づいてなされているとは思

	うんですけれども、いわゆる市民への公表といった手続きはないのかについて、教えていただきたいです。
環境みらい部	まず 1 点目の自動車騒音の測定ですが、市内で国道、県道、また市道に関して、あらかじめ 11 路線が測定対象として決まっており、2 路線を 4 年、3 路線を 1 年という 5 年のローテーションで、路線を測定することになっています。令和 7 年度は味間新と池上で測定をしました。 2 点目の水質検査の概ね環境基準などに適合しているというところについて、一部の河川で大腸菌の数値が基準をオーバーするという検査結果が出ましたが、他の数値には特に異常が見られませんでした。大腸菌に関しては、例えば動物の死骸など、自然環境の要因で変動しやすい値であり、何らかの自然環境の要因で大腸菌が一時的に増えたと考えられるため、経過観察としました。検査結果につきましては、水質検査の結果をホームページで公表しております。
稲山座長	詳しく教えていただきたいんですが、先ほど市内で 11 路線が対象ということで話していただいたんですけども、11 路線がどこなのか。また、これまで全て環境基準に適合していたのか、適合していなかったのか、その辺もあわせて聞かせてください。
環境みらい部	11 路線のわかる資料が手元にないため、この場で申し上げることはできませんが、これまでは環境基準に適合していたという結果になっています。(後刻回答)
稲山座長	後で構いませんので 11 路線がどこかということをお示しいただきたいと思います。
堀毛委員	269 ページの斎場運営管理費です。丹波篠山市営斎場は、非常に運営状況が市民の目から見ると素晴らしいと思っております。常に会場内はクリーンな状態が保たれ、式場使われる場合のスタッフの対応、ご遺体の焼却、焼いた骨の引き取りまで、好感が持てる対応であると思っております。そのなかでコロナ以降は、葬儀の内容が大幅に変わってきたと感じていますし、聞いております。市営斎場のうち、火葬炉の利用が約 600、式場利用が 100 から 110 で、ほぼ 5 分の 1 から 6 分の 1 が式場を利用され、あとは各市内のメモリアルホール等でお式をされると思います。式場の利用については、ほぼ一定の割合が保たれているということですけれども、その内容については、200 人を超えるような大きなご葬儀から家族葬といった形に推移してきていると思うんですけれども、式場利用の内容について、コロナ前とコロナ後でどの程度の変異があったと担当課としては感じていますか。端的に答えていただいたら、ありがたいと思い

	ます。
環境みらい部	式場の利用の形態ということでご質問いただきました。式場利用の件数は集計を取っているんですけれども、個別の利用者人数については手元に数字がありませんので、明確にお答えできません。ただ、家族葬というように葬儀の形態が変わってきているというなかで、やはり大規模な何百人単位の葬儀から家族葬が増えてきているのは確かだと思います。
降矢委員	261 ページで環境衛生費についてお伺いしたいんですけれども、地域猫と野良猫の違い、また助成額の上限が地域猫と野良猫と金額が違うのは、何か理由があるのかについて、教えてください。
環境みらい部	地域猫も野良猫も飼い主がいない猫という点では同じですが、地域猫に関しては、地域住民の理解と合意が得られた上で、地域で餌やトイレの管理が行われている猫となっています。助成金の違いですが、地域猫に関しては地域で世話をしていくために、必要な経費も含めた額であり、野良猫よりも地域猫を推進したいという意図もあって、若干高めに設定しております。
降矢委員	地域猫は、令和 5 年から令和 7 年まで不妊や去勢手術の助成の申請がなかったということですけれども、地域の方が理解を得て買われている猫の申請がなかったということでしょうか
環境みらい部	地域猫で助成を受ける場合には、まず地域猫を管理していくグループの登録手続きが必要になりますが、あらかじめ地域住民で合意をとっていただかないといけません。地域にはいろんな考えを持っている方がいらっしゃるので、地域住民で合意形成をすることが難しいのが、これまで地域猫の申請がなかった原因だと考えております。
岡委員	同じく環境衛生費について、狂犬病の予防注射の実績を令和 3 年度から書いていただいていて、接種率が上がっており、88.9%、約 9 割まで達しているということで、努力をされていることがわかるんですが、逆に未接種が令和 7 年度で 276 頭いるということで、これはどういった理由で接種することができないのか。令和 3 年度から同じようなに未接種の犬が存在していますので、その理由を掌握されているのかについて、説明していただきたいです。
環境みらい部	未接種の理由ですけども、犬が高齢や病気であったりして、獣医師から接種は体に負担がかかるからという判断による場合があると聞いております。
岡委員	未接種の 300 頭弱は大体、そういう理由という認識でよかったでしょうか。

環境みらい部	全ての犬がそういう事由ではないです。本当に理由がわからないこともありますし、獣医師からの注射の猶予といった証明で接種ができないんだということを教えていただく場合もあります。(後刻追加発言)
岡委員	数年前ですけど、飼い犬に膝をかまれたことがありまして、放し飼いや野良犬は今ほぼいないので、狂犬病について実際には、日本ではほとんど聞かないですけど、アレルギーとかを持っておられる方もいらっしゃるかもしれないので、接種していただくように努力していただいていると思いますので、引き続きまた啓発をお願いしたいと思います。 また、保護猫の去勢や手術の助成について、最近、市民の方とお話していると近所に多頭飼いと外の方がいて、家の中でも何頭かを飼っておられて、外でも何頭かを飼っておられて、庭に入ってきて糞尿をするなど、すごく被害を被っているという話がありました。そういった連絡は農村環境課に入っているんでしょうか。
環境みらい部	多頭飼育崩壊に関して、農村環境課に情報が直接入ってくることはありません。基本的には社会福祉課で関わって対応していることが多いです。(後刻発言訂正)
岡委員	実際の担当ではないということですけれども、今後、環境被害の低減に寄与するという意味で、連携していただいて、情報共有をしていただきたいと思います。
稲山座長	264 ページの環境政策総務費について聞かせてください。まず、エコティーチャーについて、令和 6 年度決算の資料も見せてもらっていますが、令和 6 年度は実施回数が 38 回、901 人。令和 7 年度は 26 回、540 人とほぼ半減しております。とは言いながら、事業効果の中では、子供の関心は高くなっているとなっているんですけど、ここは矛盾しているかと思うんですけども、エコティーチャーがほぼ半減している理由と、その辺をどう分析されているのか。今後、どうされようとしているのかについて、聞かせてくれださい。
環境みらい部	令和 7 年度につきましては、実施数が減少しております。減少要因として考えられるのは、学校側がそもそもカリキュラムを立てられていますので、それに左右されるというところと、あとは、特定の先生による実施に偏っているところです。データを取りますと 6 名の先生が 3、4 回、令和 6 年度には実施されていました。それが令和 6 年度は全体の大体半数を占めており、少数の熱心な先生方が実質押し上げていた構造になっていました。令和 7 年度につきましては、3 回以上実施された先生が 2 名になっておりまして、個人の環

	境教育への意欲に依存しているという脆弱性が露呈していると考えます。この課題については、農村環境課でも分析をしており、現在は、特定の川の生き物調べといった講座に偏っている状況です。そのため、学校に様々な講座に取り組んでいただくような仕組みをつくるほか、高校生や市民の方がエコティーチャーになって、小学校などに授業を行っていただけるような仕組みについて、現在、第 3 次環境基本計画のリーディングプロジェクトとして検討をしているところです。
稲山座長	できれば特定の先生に左右されるのではなく、ある程度、農村環境課として少なくとも学年で 1 回はやってほしいとか、十分調整されて、非常に素晴らしい色んな取り組みをなされていると思いますので、それがきっちり数字として表れてくるように、子供たちが経験したことは将来きっと生きてくると思いますので、数字としては、関心を持つ子供が増えていると言われているんですから、それに合うような形に実績も増やしていただいたらと思います。 もう一点が協働で始める事業、昨年度も決算審査のときに聞かせていただいて、こちらも残念な記載があるんですけど、単年度のみで終了して継続して 2 年、3 年はしませんとの記載があるんですけど、地域振興課でしたら 2 年、3 年というステップアップみたいな取り組みをなされていますので、環境も多分 1 年だけで完了するような事業ではないと思いますので、できれば団体の皆さんが続けてやっていただければよかったかと思うんですけど、それぞれ事情があるかと思うんですけども、2 年目、3 年目を申請されなかった理由がわかっているのであれば聞かせていただきたいと思います。今後、制度的に課題があるのであれば、改善をされてもいいのかなと思いますので、その 2 点についてお聞かせください。
環境みらい部	単年度で終わってしまうことが第 3 次環境基本計画の課題として挙がっており、今、環境審議会の中で共同プロジェクトの部会を設置し、その仕組みを検討しているところです。準備はされていましたが、天候の関係でイベントができなかったとか、あとは申請に単純に間に合わなかったという団体が 3 団体ほどありました。令和 8 年度につきましては、令和 7 年度に中止になった団体も含め、現時点で 9 団体ほどから申請が来ており、令和 7 年度できなかったので、8 年度に申請したという団体がかなり多いという印象を持っております。これからの課題としましては、自走化支援が挙げられます。そういった団体が継続して活動できるよう、資金調達の面も含め、仕組みを検討していきたいと考えております。

稲山座長　　十分に予算が確保できることはないかと思いますけれども、できるだけ市民の皆さんの取り組みが支援できるようにしていただきたいと思います。最後にもう 2 点だけ聞かせてください。事業効果の表記の中で、令和 1 年度という表記があるんですけど、なかなかこういった表記はしないので、今後こういった表記は間違えないようにしてください。それから事業の効果で初めて聞く言葉があるんですけども、創発支援という表記があります。環境の世界では通常こういう言葉を使われるのか、その辺について聞かせてください。

環境みらい部　　創発支援という言葉を解説なしで使用していましたが、これは、環境にまつわる活動をしたいと考えている団体に対し、それが実際に活動が立ち上がる段階を支援するという意味で用いたものです。実際、「後川峠の景観を守る茶畑の整備と環境に配慮した後川茶の生産」という活動が、この補助金の情報を知って、それでが活動に取り組むきっかけになったという報告をいただいていますので、そうした新規の活動創出につながる支援という意味で書かせていただきました。

稲山座長　　私もまだまだ勉強しないと駄目ですけど、なかなか専門的な言葉で、一般の方にはなじみの薄い言葉かと思いますので、市民の皆さんも目にされることもあると思いますので、専門的な部分ではいいと思いますけども、できたら平易な言葉を使っていただいた方が理解も深まるんではないかと思いますので、今後の検討ということでお願いします。

■農村環境課発言訂正

環境みらい部より発言訂正

環境みらい部　　狂犬病の予防注射の未接種に関して質問があり、高齢の犬等で体力がもたないので、接種猶予をしている犬がいるとのご説明させていただきましたが、令和 7 年度の実績で確認しましたところ、猶予の件数は 27 頭でした。それ以外の 249 頭に関しては、今のところ理由が不明です。

もう一点、猫の多頭飼育のことです。多頭飼育崩壊に関しては、個人の家庭の中で猫を飼い、不妊去勢手術をしていなかったために、猫がどんどん増えて、衛生状態の悪化や経済的困窮を招く状態を指します。そちらに関しては、福祉で関わっていますが、地域で野良猫等に対して無責任な餌やりをする方がいて、野良猫が集まり、猫同士で繁殖をして、地域問題になっているというようなケースに関し

ては、農村環境課に相談が入ってきます。それに関しては、まず無責任な餌やりをやっている方が原因ですので、兵庫県動物愛護センターと連携して指導を行っています。また、市内にＴＮＲサポートささやまというボランティア団体があり、猫を捕まえて、不妊去勢手術を受けさせて、戻すという活動をされております。そういったところも案内して、猫が増えないように適切な支援を行っているところです。

自動車騒音の監視業務について、対象となっている 11 路線ですが、舞鶴若狭自動車道、国道 173 号、国道 176 号、国道 372 号、主要地方道三田篠山線、主要地方道篠山丹南線、主要地方道丹南篠山ロインター線、一般県道長安寺西岡屋線、一般県道大沢新東吹線、一般県道池上杉線、一般県道篠山京丹波線となっています。

稲山座長　　このなかでポイントはまた別途選ぶということになるんですか。非常に長い路線になるので、その路線のどこを選ぶというのは、誰がいつ決めるんですか。

環境みらい部　　監視業務に関しては、24 時間、測定の機械を設置して、音を測りますが、測定場所に関しては、委託業者が周りに迷惑がかからず、測定がしやすいところを把握されていますので、業者との打ち合わせによって決めております。

稲山座長　　今後、発言の訂正はないように、もし、わからないところがあれば、後ほどご回答いただいたら構いませんので、今後、気をつけてください。よろしくお願いします。

【市民生活部（防災・消防交通担当）】

■市民安全課

市民生活部（防災・消防交通担当）より説明

【主な質疑応答】

堀毛委員　　381 ページの非常備消防費に関して、消防団の出動報酬が延べ 66 回、686 万円となっており、令和 7 年度の当初予算では 966 万円ということで、300 万近い減額になっていますが、最大の原因は何でしょうか。

市民生活部　　明確な分析まではできておりませんが、出動報酬はその都度出動する団員の数で変わってきますので、令和 7 年度におきましては、火災の回数が少なかったということがあります。それと実際に出動をした火災現場での環境を見ておりますと、多くの団員が出動していた大規模な火災が少ないということが一つ挙げられるかと思って

	おります。
堀毛委員	火災件数は消防署の統計は、年度ではなく年単位ですから、若干3ヶ月ぐらいずれがあるんですが、令和7年は火災件数が17件、令和6年が34件、ちょうど半分になりました。半分に火災件数が入ったということは、当然、消防団の出動件数は半分になるわけです。火災件数を少なくすることは、いろんな面でメリットがあります。特に持続的財政計画にも大きく火災の減少は貢献するわけですから、消防団、消防署の負担も減るため、火災を減らすことは非常にメリットが二重三重にあるということです。これは消防本部の基本的には管轄ですけれども、消防団の自主的な活動で消防団員の一般生活の犠牲の上に成り立っている面もありますので、できるだけ少なく今後とも推移いただきたいに思っております。これは令和7年度決算の実績を見た感想ですが、何か所管がありましたら、お聞かせください。
市民生活部	火災を発生させないことが火災対応としては、第一義になりますので、消防団活動の中でも単に日常的な啓発だけではなくて、例えば、野焼きが頻発しました令和7年度末においては、消防団の方に随時、必要に応じて地域を回ってほしいということを再三お願いしまして、直接、野焼きをされている方にお声掛けをして、実際にそこでやめておくという話になり、燃やされなかったというケースも聞いております。また、令和7年度の消防研修の中で実際に一昨年前に岡山県で大きな山林火災があった際に活動された玉野市の消防団の方をお招きして、実際に野焼きが発生したときの対応も含めて日常からの地域との関係性、どういう啓発を行っているかということも聞き取って、それを実際の活動に繋げていこうという成果もあったかと感じています。
降矢委員	386 ページの防災事務費の事業概要で、災害備蓄品の購入等により、災害時に備えるとありますけれども、備蓄品の管理について、どのようなサイクル、頻度で行っているのかをお伺いしたいと思います。
市民生活部	災害備蓄品につきましては、食料品についてはアルファ化米、その他の副食品について大体5年の期限が定められておりますので、全体の量を5分割いたしまして、毎年5分の1ずつ更新をしていくということで入れ替えをしているところです。また、水については上水道課と連携をとりながら、入れ替えをしておるところです。こちらが上水道課で作っているボトルになりますが、アルミのボトルになっておりまして、通常ペットボトルのものであれば5年ですけ

	ども、アルミで封がされているので10年の保存ができます。また、市内の水道の水ということで PR にも使えるということで上水道と分担をしながら作成をして、備蓄しているところです。その他、オムツ、生理用品等につきましても、期限が 3 年ないし、5 年とメーカーで定められておりますので、それに従って入れ替えていく形をとっております。
桐村副座長	同じく防災事務費に関して、食料、水、毛布、生理用品、オムツなどの備蓄に関しては、去年もお伺いしたんですけど、公助、自助があって、ある程度、自分でも用意してくださいという広報がされていると思うんですけど、市としては、実際にアルファ化米などは、地区の人口の何％といった数字を決めて、備蓄をされているんですか。何日間もつようにされているんでしょうか。
市民生活部	個数につきましては、市の災害想定の中の最大にあたります御所谷断層の地震被害の中で避難者数2507名と出ております。その2507名が1日分確保できる数量、食事でしたら3食分を確保しているところです。
桐村副座長	385 ページの防災訓練費の件です。この防災訓練に関して、総合防災訓練という大きなものをされたり、誰ひとり取り残さない避難訓練をされています。誰ひとり取り残さない避難訓練は市内の地区を大体1年で回られるような想定でしょうか。
市民生活部	誰ひとり取り残さない避難訓練につきましては、小学校区単位、19小学校区あるんですけれども、それを1年間に2地区回る形で実施をしておるところです。スタートが令和元年度になりまして、元年度は1区でしたけども、翌年2年度から毎年2地区ペースで進めておるところです。
桐村副座長	実際に岡野の防災訓練では連絡がされていないので、障がいのある方が待たれているんですけども、市に迷惑がかかるから、早くしないといけないみたいな感じで、放っておかれたケースもありました。避難訓練をするのであれば、全体でやっていくという流れでやっていかないと難しいです。特別な避難訓練だけをすることになると、割り当てが決まっていて、実際には非常時にいないことが多いので、放っておかれる課題があると障がい者の方が今回の岡野の防災訓練でおっしゃっていて、もちろん来てくれるものだろうと思っていたら、全然来なかったということを言っていました。自治会長にそれ言っても仕方なかったので、また、大きな防災訓練ときに寝たきりの方を引っ張り回すというのはできないと思いますが、要望ですが、そういった取り組みができたらいいと思います。

市民生活部	本来でしたら、今ご指摘いただきましたように、障がいがあるなど、支援を必要とする方の状況を全て把握して、訓練ができたらいいのですけれども、誰ひとり取り残さない避難訓練事業につきましても、いろいろな事前の準備、支援の内容の調整、訓練実施の当日までを考えますと、大体年 2 回ぐらいが我々と福祉部局でする限界かと考えます。ただ、誰ひとり取り残さない避難訓練の現場には、地域の自治会長に来ていただいて、情報を共有させてもらって、説明もしつつ、もし必要であれば、他の自治会でもどうですかというお声掛けをし、訓練できない場合でも、研修だけでもしようかというような実績もありました。できるだけ各自治会への問いかけを行いまして、今言われたように、本当に訓練で取り残されていたらどうかと感じましたので、福祉と連携しながらそういう方々も訓練に参加できるような形で意思疎通を深めていきたいと思います。
桐村副座長	93 ページの交通安全対策費の件です。事業の効果についてですけど、「運転免許自主返納記念 139 人に交付し、高齢者の免許返納を促すとともに、交通事故防止に寄与した」という書き方が高齢者は事故するものというように取れるので、文章的に良くないのではないかと思います。
市民生活部	決してそういう趣旨で書いたものではありませんが、ここで効果としてお伝えしたかったのは、やはり交通事故の発生する要因となる年齢層を見ますと、高齢者が多いということがありまして、こういった取り組みをしながら、少しでも交通事故防止に繋げていければという形で取り組んでおりますので、そういった趣旨のことを書いたものです。今ご指摘があったように表現がそういった取り方をされかねない可能性もありますので、今後、表記にあたっては注意したいと思います。
桐村副座長	あくまで取り方だけなので、シルバースクールは、高齢者の意識の向上に寄与したと書いてあるんですけど、自主返納は取り方によってはそういうように読み取れるので、また検討いただければと思います。
堀毛委員	防災訓練費に関して、誰ひとり取り残さない避難訓練の件ですが、一つは誰ひとり取り残さないということは、基本的には避難要支援者のことを指していると思います。この避難要支援者対策として、災害時ケアプラン、個別避難計画を策定されようとされています。自治会ごとに避難訓練をやるのであれば、災害時ケアプランがしっかりできていて、それを自治会の皆さんが共有して、始めて誰ひとり取り残さない避難訓練ができると思っています。ですから、今後

	できるだけ、災害時ケアプランの策定を急いでいただいて、その段階でお聞きしたいのは、市民安全課と福祉との連携や役割分担が個別避難計画を作成するために、今どのように現実的に役割分担をされているのかを聞かせていただきたいです。
市民生活部	訓練の実施の方法については、市民安全課では地域の要望を踏まえながら、「こういった訓練がいいんじゃないですか」、「こういった訓練していきましょうか」といった提案を行います。見守り台帳の作成であったり、災害時ケアプランの作成また情報の収集、それから地域との調整、そういった業務については、社会福祉課と長寿福祉課がそれぞれ担当しつつ進めています。訓練にあたっては、関係課が一つにまとまりまして運営を行いますし、必要に応じて、市民安全課も災害時ケアプランの場に行くこともありますので、そういった形での調整、連携業務分担を行っています。
堀毛委員	個別避難計画の情報は、市民安全課にも福祉から情報共有として通知をされるという理解でよいでしょうか。
市民生活部	例えば、見守り台帳については必要に応じて情報を共有するんですけども、個別避難計画の細かいところについては、市民安全課では全てを把握しているものではございません。
稲山座長	37 ページの防災行政無線費について聞かせてください。令和 6 年度も令和 7 年度も無線技士の資格取得が上がっているんですけども、これについて改めて教えてください。誰がなされているかというのと、毎年いるのかということをまず聞かせてください。どれを扱うのに必要なのかということで、手続き的なもので結構ですので、お聞かせください。
市民生活部	無線技士につきましては、庁内の職員で特殊無線技士免許を持っている必要があるというのが、防災行政無線の運営にかかる必須条件になっております。その中で 24 時間働き続けることは不可能ですが、それでも 24 時間防災行政無線を運営していく必要があるので、8 時間に 1 人は免許保持者が必要であるという考え方のもとに、24 時間で最低 3 名は資格を持っていないと務まらないという考え方になります。庁内で 3 名以上が持っている必要があるというところで、部署をまたがっても結構なので、免許を持っている必要があります。退職をして市役所を離れますと、その方をカウントできないということになりますので、毎年 1 名、市民安全課の職員で資格を取っていって、人数を充足させているという現状です。
稲山座長	防災事務費について、備蓄用ボトルウォーターの製造委託料ということで、168 万の決算額が上がっているんですけども、委託した

	ボトルウォーターが何本なのか、どこに保管をされているのか、そして有事の際にすぐ出せるのかについて、聞かせてください。
市民生活部	ボトルウォーターにつきましては、昨年度1万本の作成をいたしまして、大半は杉の防災倉庫に一括で保管をしておるところです。残りは上下水道課で保管をして活用しており、有事の際にも使えるように備えているところです。
稲山座長	同じく防災事務費のなかで、特定財源が安全・安心のまちづくり事業と緊急防災が当たっていますが、防災事務費の中でどの事業が当たっているのかについてそれぞれお聞かせください。
市民生活部	備蓄に係ります用品である、食料、オムツ等の購入にかかる部分と、スポットクーラー、ポータブル蓄電池の購入に安全・安心のまちづくり事業が当たっています。そして、兵庫衛星通信ネットワーク設備更新事業に緊急防災・減災事業債が当たっている状況です。
稲山座長	安全・安心のまちづくり事業は、国の補助金ではなかったと思いますが、どこの財源だったかも合わせてお聞かせください。
市民生活部	総務課が所管しております事業の財源になっております。
市民生活部	県の職員互助会が地域に対して防災の取り組みに対する補助金としてどうですかという声かけをしまして、丹波篠山市が声を上げているものです。
稲山座長	昨年度も話が出ていたと思いますが、防災はいくらお金があっても足りないと思いますので、いろんな財源を使っていただいて、市民の皆さんの安全安心を守るために取り組んでいただきたいと思います。 次に387ページの安定ヨウ素剤配布事業についてです。取り組みも相当長くなって、浸透してきているかと思いますが、配布にあたっては、原子力対策委員会のご意見も当然聞かれた上でなされていると思うんですけども、現在の状況をご報告がなされていると思うんですけども、現状を原子力災害対策委員会の皆さんがどういう評価をなされているのか、今後、さらに頑張って増やせということか、もうここでいいということか。その辺のことについてのご意見をホームページ上では公開されているのかもしれませんけれども、直接、関わっておられる市民安全課から感覚的なものでも構いませんので、聞かせてください。
市民生活部	安定ヨウ素剤の配布につきましては、原子力災害対策検討委員会に随時報告をさせていただいているところで、委員の印象としましては、これまで会場配布であった部分を郵送配布にしたという部分で受け取りやすくなったということを一つ評価いただいている部分

	です。あと健康課で行っております乳児健康相談の場での説明と配布を通して、特に必要であると考えられる若年層への配布が手厚く行われているという部分でもかなり評価をいただいています。今後の方針方向性につきましては、なかなかこれを右肩上がりに増やしていくというのも難しいだろうなというのは委員にもご理解をいただいているところで、現状を継続していって、若年層については配布率を上げていければという評価を受けております。
稲山座長	最後に全般的なことで聞かせていただきたいんですけども、ご承知の通り、今年は大変な豪雨、熊本地震から始まり、豪雨が石川、福井、最近では千葉でそれぞれがいわゆる線状降水帯という最近出てきている部分です。線状降水帯については、幸い丹波篠山市の今までかかっていないかと思うんですけど、おそらく線状降水帯がかかれば、相当な被害は出てくるかと思いますし、それから前日予報も最近出されていると思いますので、仮に丹波篠山市で線状降水帯の情報が出された際の対応状況を今検討されているのか、国から何か指針があるのか、市単独で考えていることがあるのか。今まで線状降水帯にかかっていないから良いと思うんですけども、今後どこでいつかかってくるかはわからないと思います。市民安全課は防災の要ですから、おそらく警報が出れば部長と課長がすぐに昼でも夜でも、いつでも来られるかと思うんですけども、線状降水帯というのは想定もつかないと思いますので、これについての今のお考えなり、国から指針などもあわせて聞かせていただいたらと思います。
市民生活部	線状降水帯も含めまして、突発的な大雨の発生を懸念しているところです。今、気象台との連携によりまして、気象台緊急ホットラインという電話回線で気象状況を細かに聞けるという仕組みが整っておりまして、今日の晩や明日の天候が如何わしいということになりますと、まず、ホットラインで気象台に確認を取って、今後の雲の状況がどうかということ等を確認した上で退庁することにしております。もし万が一、緊急時に警報や線状降水帯の発生が見込まれる場合には、気象台から直接、もうすぐ雲行きが怪しくなって、警報が出ますとか、線状降水帯が発生する見込みがありますというような情報が入ってくる仕組みになっています。西紀北地区で数年前に大きな被害がありましたが、これは夜間に発生しており、懸念を感じるときには、気象台との連携を密にしながら可能な限り、いつでも出られる対応がとれるような対策をとった上で、退庁するようにしております。ただ、全てにおいて万全かどうかというのは今後も考えていかないといけないですけども、そういった対応を今進め

	ているところです。
稲山座長	毎日、いつ起こるかわからない状況になってきていると思いますので、今言われました通り、気象台とのホットラインを常に確保していただいて、有事のときのために市民の皆さんに不安を煽るということではなくて、情報提供だけはきちんとしていただいて、そのときに何をすべきかも日頃から啓発をお願いしたいと思いますので、お願いします。

■議員協議

認定第１号　令和７年度丹波篠山市一般会計歳入歳出決算認定について

―　部長・市長への質問なし　―

桐村副座長　挨拶

１５：４０　閉会